

安全の手引き

平成30年6月
在ハンブルク日本国総領事館

目次

I	はじめに	1
II	安全の手引き	1
1	基本的心構え	1
2	治安情勢	1
3	日常生活における一般的な注意事項	2
4	交通事情と事故対策	4
5	テロ対策	5
6	緊急連絡先	6
7	被害届出証明作成依頼書	6
III	在留邦人緊急事態対処マニュアル	7
1	平素の準備と心構え	7
2	緊急時の行動	7
	別添 1 被害届出証明作成依頼書	
	別添 2 緊急事態に備えてのチェックリスト	

I はじめに

ドイツは、ヨーロッパの中では比較的安全な国といわれていますが、犯罪発生率は日本よりも高く、駅、飲食店等でのスリや置き引きを始めとする窃盗事件が日常的に発生し、殺人、強盗や傷害など身体に危険が及ぶ犯罪も発生しています。また、近年ヨーロッパ各地ではテロが発生しており、このような犯罪やテロの危険に対して日本の生活感覚のままですと、思わぬ被害につながりかねません。この度、当館ではドイツ滞在に当たっての安全情報や日常生活の心構えを「安全の手引き」として取りまとめました。在留邦人や日本からの旅行者、出張者の皆さまにとって、安全なドイツ滞在のご参考となれば幸いです。

II 安全の手引き

1 基本的な心構え

- 自分と家族の安全は自分たちで守るとの意識を持つ
- 予防が一番
- 行動面での安全3原則 ~ 目立たない
行動を予知されない
用心を怠らない（現地の生活に慣れても油断しない）

2 治安情勢

(1) 犯罪発生状況

2017年中、日本での刑法犯の認知件数は91万5042件でしたが、ドイツでは576万1984件の犯罪が発生し、209万2994件の窃盗事件が発生しています。犯罪発生率では、ドイツ全16州でベルリン州が最も高く、次いでハンブルク州が2番目、ブレーメン州が3番目となっています。

当館管轄のハンブルク州、ニーダーザクセン州、ブレーメン州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州における2017年中の犯罪発生状況は、以下のとおりとなっています。

◆ 犯罪発生状況（2017年）

州名	発生件数		犯罪発生率 (人口10万人当たり犯罪発生件数)	
		前年比		前年比
ハンブルク	225,947	-13,283 (-5.6%)	12,480	-904 (-6.8%)
ニーダーザクセン	526,120	-35,843 (-6.4%)	6,621	-469 (-6.6%)
ブレーメン	81,176	-10,728 (-11.7%)	11,960	-1,727 (-12.6%)
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	188,979	-17,562 (-8.5%)	6,557	-668 (-9.2%)

◆ 罪種別発生件数（2017年）

州名	殺人	強盗	窃盗	性犯罪	薬物犯罪
ハンブルク	30	2,200	106,591	1,642	10,586
ニーダーザクセン	154	3,434	206,053	5,226	34,760
ブレーメン	11	1,044	44,098	650	4,004
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	15	1,359	83,654	2,154	9,371

(2) 邦人被害の発生状況

駅、電車、飲食店、ホテル、メッセ会場などの不特定多数の人が集まる場所で、スリや置引きの被害に遭うケースがよく見られます。スリについては、駅や電車等の人が混雑する場所で、鞆の中から財布や貴重品が盗まれることがあります。また、様々な手段で被害者の注意をそらして、その隙に財布等を盗むような手口も見られます。置引きについては、飲食店やホテル等で、テーブルや足下に置いておいた鞆が目を離れたわずかの隙に盗まれることがよく見られます。また、メッセ会場でも、無人となった企業ブースや個室等で鞆や貴重品が盗まれることがあります。その他にも自転車盗や空き巣などの被害も発生しており、注意が必要です。

3 日常生活における一般的な注意事項

(1) 住居の安全対策

日常生活において、住居の安全はとても大切です。住居選びの際は、その地区の治安状況や住居の防犯設備等を確認することが大切です。また、空き巣や押し入り強盗を防ぐためには、安全錠の取り付けや施錠の徹底に加えて、近所の人と緊急時に助け合える良好な関係を日頃から築いておくことも大切です。日常生活においては、特に以下の点に注意してください。

- 不審者対策
 - ・ 建物や庭の近くに見知らぬ人を見かけたら、その人の動きに気をつけ、用件をたずねる。
 - ・ 呼び鈴が鳴っても不用意にドアを開けず、インターフォンや覗き窓で相手を確認し、見知らぬ人であれば、インターフォン越し又はドアチェーンをかけた状態で対応する。
- 施錠の徹底
 - ・ 在宅時も常にドアの鍵をかけておき、鍵は必ず最後まで回す（ドイツでは鍵を2度回転させて施錠するドアが多い）。
 - ・ 短時間の外出でもドアや窓の施錠を確実に行う。
- 長期不在時の対策
 - ・ 旅行等で自宅を長期不在にする場合は、留守宅であることを悟られないようにする。
 - ・ 旅行等の計画をインターネットで公開しない、無用に口外しない。
 - ・ 郵便受けに新聞や郵便物をためないように隣人に回収を依頼する。

事例 Case	<ul style="list-style-type: none">● 「事故を起こしたので電話を使わせてもらえませんか・・・」 → ドアを開けずに断る。または、代わりに警察に電話する。● 「隣家に花（プレゼント等）を持ってきたが、不在なので預かってもらえないか・・・」 → ドアを開けずに断る。または、隣家のドアの前に置いておかせる。● 「警察官です。近くで空き巣があったので、被害がないか中を見せてください・・・」 → ドアを開けずに「被害はない」と断る。または、警察官の身分証明証の呈示を求め、疑わしい場合は110番通報して本当の警察官かどうか確認してもらう。
------------	---

(2) スリ、置引き、ひったくり対策

犯人は、駅、電車、飲食店等で防犯意識の低い人に狙いを定めて、常に犯行の機会をうかがっています。スリ、置引き、ひったくりの被害に遭わないためには、高い防犯意識を持ち、犯人に犯行の機会を与えないことが大切です。万が一被害に遭った場合には、ご自身の安全と被害の拡大防止に努めることが大切です。日常生活においては、特に以下の点に注意してください。

- 高い防犯意識
 - ・ ATMなどで現金を引き出す時は、周囲に不審者がいないかどうか注意する。
 - ・ 人前で不用意に現金や財布を出さない。現金を数えるときは人に見られないようにする。
 - ・ 必要以上の多額の現金や高価な貴重品を持ち歩かない。
 - ・ 常に手荷物や貴重品には注意を払い、目を離さない。
 - ・ 財布や鍵、パスポートなどは着衣の内ポケットに収納し、鞆には収納しない。
 - ・ 見知らぬ人に話しかけられたら、近くに共犯者がいることもあるため周囲にも注意を払う。
- 被害に遭ったとき
 - ・ 身体の安全を最優先し、犯人には抵抗しない。
 - ・ クレジットカードやキャッシュカードが盗まれたら、直ちに使用停止手続きを行う。
 - ・ 自宅の鍵や自動車の鍵が住所の分かる書類等と一緒に盗まれたら、鍵の錠前を取り替える（紛失時と同じ）。

事例 Case	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店でテーブルや椅子に荷物を置いていたが、目を離した隙に盗まれた。 → 荷物や貴重品は常に携行し、目を離さない。鞆を椅子にかけたり、テーブルの下に置いたりしない。 ● 見知らぬ人に「衣服が汚れています」などと声をかけられ、親切に汚れを拭いてもらったが、気がつくやうに鞆から財布や貴重品等が盗まれていた。 → 見知らぬ人に声をかけられたら、相手と距離を取り、財布や貴重品が盗まれないように注意する。近くに共犯者がいることもあるため、周囲の状況にも注意を払う。 ● 路上で警察官を名乗る人物に声をかけられて鞆や財布を調べられたが、気がつくやうに現金やクレジットカード等が盗まれていた。 → 通常、警察官は路上で鞆や財布等を検査しない。まずは、警察官に身分証明証の呈示を求め、疑わしい場合は110番通報して、本当の警察官が確認してもらう。
------------	---

(3) 自動車盗、車上ねらい対策

自動車の盗難や車内の金品の盗難を予防するためには、明るい場所、人通りのある場所、人目につく場所に駐車することが大切です。自動車を暗い場所、人通りのない場所、人目につかない場所に駐車する場合には、それだけ被害のリスクも高まります。日常生活においては、特に以下の点に注意してください。

- 施錠、防犯機能の強化
 - ・ 車を離れる場合には必ず窓を閉めて施錠（ロック）する。
 - ・ 自動車に盗難防止装置（警報装置）を装着する。
- 高い防犯意識
 - ・ 明るい場所、人通りのある場所、人目につく場所に駐車するように心がける。
 - ・ 貴重品を車内やトランクに置いたまま、車を離れない。
 - ・ ポータブルのカーナビを車内に置いたまま、車を長時間離れない。

(4) デモ等の雑踏対策

大規模なデモやイベント会場では、暴徒と化した群衆や興奮した観衆等に巻き込まれ、負傷する危険性がありますので、ご自身の安全を確保するためにも以下の点に注意してください。

- 身の安全を最優先した行動
 - ・ 目的を承知していないデモ等に近づかない。デモルートやイベント会場の直近に車を駐車しない。
 - ・ サッカースタジアムや音楽ライブ会場等で、興奮した観衆による喧嘩や争いが起きた場合には速やかにその場を離れる。

(5) 誘拐対策

誘拐に対する過剰な警戒は不要ですが、誘拐の対象とならないように普段から心がけることは大切です。また、ドイツでも児童や幼児を狙った犯罪は発生しています。こうした犯罪の予防には、以下の点についてご家族やお子さまと話し合っただけだと効果的です。

- 基本的な心がけ
 - ・ 日常行動のパターン化を避け、通勤・通学ルートを時々変える。
 - ・ 1日の家族の予定や行動をよく確認する。
 - ・ 買い物、公園、遊び場などで子どもから目を離さない。
 - ・ 家族の話し合い、お子さまへの注意喚起の機会を設ける。
- お子さまへの注意喚起 「い・か・の・お・す・し」を守りましょう。
 - ・ 「いか」～ 知らない人について「いか」ない。
 - ・ 「の」～ 知らない人の車に「の」らない。
 - ・ 「お」～ 危険を感じたら「お」おきな声で叫ぶ。
 - ・ 「す」～ その場から「す」ぐに逃げる。
 - ・ 「し」～ 「し」らせる。大人の人に何があったかを知らせる。

4 交通事情と事故対策

ドイツでは道路交通網や交通法令もよく整備され、運転マナーも比較的良好な環境にあります。日本と同様に多くの交通事故と死亡事故が発生しています。また、右側走行、自転車専用道、高速道路の速度制限のない区間など、日本とは異なる道路事情も多く見られるため、自動車の運転には十分注意してください。

- 交通法令とマナーの遵守
 - ・ 信号のない交差点では、一時停止や優先道路の標示のない限り、右側から進入してくる車両に優先権がある。
 - ・ 幹線道路の多くにバス・タクシー専用車線があり、一般車両は通行禁止である。
 - ・ 住宅地や市街地では、制限速度が時速50kmまたは30kmとなっている区間が多くある。
 - ・ 全席シートベルトを着用する。12歳未満の子どもは、体格に応じたチャイルドシートを使用する（ただし、身長150cm以上の場合は使用不要）。
 - ・ 携帯電話を手に持って通話しながらの運転は禁止されている。
 - ・ ドイツ各都市では、2008年1月から環境ゾーン（一定の環境基準を満たさない自動車の市街地の走行規制）が導入されており、環境ゾーン内を走行する際には有害物質の排出量に応じたステッカーの提示義務がある。

- 交通事故等への備え
 - ・ 万が一の交通事故に備え、自動車保険に加入する。
 - ・ 交通事故発生時における保険会社や自動車クラブ A D A C (Allgemeiner Deutscher Automobil-Club e. V.) の連絡先等を必ず把握する。
 - ・ 交通事故が発生した場合は、慌てずに自動車を近くの安全な場所に止め、速やかに警察 (110 番) に通報する。また、負傷者がある場合には、救急 (112 番) に通報する。
 - ・ 交通事故の現場では、不用意に相手に謝罪と受け取られるような言動はとらず (自分に非があると認めたことになってしまう)、加入している保険会社に相談する。

◆ ドイツと日本の交通事故情勢 (2017 年)

	事故死傷者数	事故死者数
ドイツ	39 万 1316 人	3177 人
日 本	58 万 4541 人	3694 人

5 テロ対策

近年ヨーロッパ各地でテロが発生していますが、ドイツでも 2016 年 7 月にバイエルン州で 2 件のテロが発生し、2016 年 12 月にはベルリンのクリスマスマーケットにトラックが突入し、多数が死傷するテロが発生するなど、ドイツにもテロの脅威は存在しています。テロの発生を予測することは困難ですが、普段の心がけや対処方法によって、テロに巻き込まれるリスクを軽減し、万が一テロに巻き込まれた場合でも被害を最小限に抑えることができます。

- リスク軽減
 - ・ 外務省海外安全ホームページや渡航先の大使館・総領事館のホームページを活用し、渡航先の安全情報を収集し、テロの危険のある国、場所、期間や時間を避ける。
 - ・ テロの標的となりやすい場所を理解する。
記念日や祝祭日等のイベント会場、観光施設、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケットなど人が多く集まる施設、教会やモスク等の宗教関連施設、公共交通機関、軍や警察等の政府関係施設等
 - ・ 渡航先で不測の事態が発生した場合に、最新情報の入手が可能となるように、在留届の提出または「たびレジ」の登録を必ず実施する。また、海外安全アプリをスマートフォンにインストールしておく。
- テロ発生時の対処方法
 - ・ 不審な人物や状況を察知したら、速やかにその場を離れ、自身の安全確保を最優先する。
 - ・ 爆発音や銃撃音を聞いたら、その場に伏せる。または頑丈なものの陰に隠れる。
 - ・ 周囲の安全を確認し、可能であれば、低い姿勢で銃撃音等のする現場から速やかに離れ、安全な場所に避難する。
- 関連 WEB サイト
 - ・ 外務省海外安全ホームページ
<http://www.anzen.mofa.go.jp>
 - ・ 海外安全アプリ
http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html
 - ・ 海外安全パンフレット資料
<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>

- ・「在留届」の届出(3か月以上滞在される方)
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>
- ・「たびレジ」の登録(3か月未満の渡航の方)
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg>

6 緊急連絡先

- (1) 警察 : 110
- (2) 救急・消防 : 112
- (3) 遺失物取扱所 (Fundbüro)

都市	電話番号
ハンブルク	040-42811-3501
ハノーファー	0511-168-42457
ブレーメン	0421-361-10080
キール	0431-901-2184

- (4) クレジットカード会社 (日本で発行されたクレジットカードの盗難・紛失のとき)

会社名等	電話番号
Visaカード グローバルカスタマーアシスタンス	001-303-9671090
三井住友・ゆうちょ VISAカード 紛失・盗難受付デスク	00-800-12121212
三菱東京UFJ VISAカード DCホットライン24	00-800-37701818
マスターカード Mastercard緊急サービス	0800-819-1040
JCBカード 紛失盗難受付デスク	0800-1-82-2991
NICOSカード 盗難紛失受付センター	00-800-99-860860
ダイナースクラブカード コールセンター	0081-3-6770-2796
アメリカン・エクスプレス・カード メンバーシップサービスセンター (ゴールド会員の場合)	0800-181-0778 0800-181-0740

(注) 電話番号・サービス内容は変更される場合がありますので、ご加入のカード会社にご確認ください。

- (5) 日本国大使館・総領事館
在ドイツ大使館 : 030-210940
在ハンブルク総領事館 : 040-3330170
在デュッセルドルフ総領事館 : 0211-164820
在フランクフルト総領事館 : 069-2385730
在ミュンヘン総領事館 : 089-4176040

7 被害届出証明作成依頼書

万が一、盗難などの被害に遭い警察へ届ける際は、別添1の「被害届出証明作成依頼書」をご活用ください。

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

大規模事件・事故・災害等の緊急事態はいつ発生するか分かりませんので、平素から緊急事態に備えた心構えをご家族や職場等で話し合い、事前の準備をしておくことが大切です。

1 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

- ア 緊急連絡は在留届に基づいて行いますので、必ず在留届を提出してください。また、帰国、転居等により在留届の内容に変更があった場合は、当館に速やかに届け出てください。
- イ 在留邦人の皆さまが組織している団体などで緊急連絡網がございましたら、当館にご提供していただくようお願いいたします。緊急事態発生時、当館から必要な情報等を緊急連絡網でお伝えすることが可能となります。
- ウ 平素から家族、企業内での緊急連絡手段等を事前に決めておいてください。また、不測の事態に備え、平素から家族や同僚等とお互いに所在を知らせておくことも大切です。

(2) 緊急事態における携行品、非常用物資の準備

- ア 緊急事態発生時に必要となる旅券、現金などの携行品は、緊急時に速やかに持ち出せるように平素から保管場所を確認しておくようにお願いします。
- イ 緊急事態発生時には、一定期間自宅での待機を余儀なくされることもあります。非常用食料品、医薬品、燃料などを家族構成にあわせて平素から準備しておくことが望まれます。
- ウ 準備に当たっては、別添2「緊急事態に備えてのチェックリスト」をご活用ください。

2 緊急時の行動

(1) 基本的な心構え

流言飛語に惑わされたり、群集心理に影響されたりしないように注意し、正確な情報に基づいて冷静に行動するように心がけてください。

(2) 情報の把握

- ア 当館からの緊急情報は、原則として当館ホームページ及びメールサービスによりお伝えいたします。平素より外務省海外安全ホームページ等とあわせてご利用ください。また、状況によっては、当館から各企業、団体にそれぞれの緊急連絡網を利用した情報伝達をお願いする場合がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- イ テレビ、ラジオ、インターネット等も確認し、正確な情報の把握に努めてください。

(3) 総領事館への連絡等

- ア ご自身や家族又は他の在留邦人の生命・身体・財産に危害が及んだとき、または及ぶおそれがあるときは、速やかにその状況を当館までお知らせください。
- イ 緊急事態発生時には、お互いに助けあって対応することが重要です。状況によっては、当館から皆さまにご協力をお願いすることもございますので、その際にはご協力いただきますようよろしくお願いいたします。